官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府令・省令〕
○外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境五）　一
〔その他告示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務二四二～二五〇）　三
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同二五一～二五三）　一〇
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同二五四～二五六）　一二
〔公告〕
諸事項
官庁
被害回復給付金裁定表記載、買収前の所有者等への売払い関係　一三
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
地方公共団体
旅行業者営業保証金の権利実行申立て関係　一七
会社その他
会社決算公告　一七

府令・省令

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第五号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年九月九日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高